

放射線利用推進専門部会における国立機関原子力試験研究費の評価について(案)

平成 1 1 年 5 月 1 7 日
放射線利用推進専門部会

放射線利用推進専門部会では、平成 9 年 8 月に内閣総理大臣決定された「国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方についての大綱的指針」を踏まえ、昨年 3 月の第 8 回本専門部会において本専門部会における評価の進め方を決定し、昨年 6 月に国立機関原子力試験研究費の事前評価を実施したところであるが、評価の実施方法に対する委員からのコメントを元に、以下のとおり実施方法を改める。

1. 放射線利用推進専門部会の下に設けるワーキンググループにおいて、各研究実施機関から提出される研究課題の、事前、事後評価及び中間評価を行う。
2. 評価方法については以下のとおりとする。

① A B C の 3 段階評価とする。

② A B C は、評価ワーキンググループの提言として、それぞれ次のような意味を表す。

A：計画どおり実施すべき課題

B：計画に一部修正が必要だが、実施が望ましい課題

C：計画に再検討を要する課題

③ただし、評価をどのような観点で行うかは、各分野の事情に合わせて、各評価ワーキンググループが決める。

なお研究機関での評価結果の様式を統一し、また評価ワーキンググループが予算内容についても提言できるように、評価資料には年次計画及び積算等を加え、チェックシートに予算に関する項目を含める。

3. ワーキンググループは評価の結果をとりまとめ、放射線利用推進専門部会へ報告し、専門部会の了承を得る。また放射線利用推進専門部会は、評価の結果を簡潔にまとめ、公表する。
4. なお、単年度予算要求額 5 0 0 万円未満を目安とする小規模な予算の研究課題については、ワーキンググループにおける評価作業を書面のみで実施するなど簡略化する。